

令和6年11月27日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

西会津町長 薄 友喜

市町村名 (市町村コード)	西会津町 (07405)	
地域名 (地域内農業集落名)	豊洲地区 (滑沢、滝坂、柴崎、橋立)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年5月24日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、耕作者の高齢化が進み、農業後継者が少ない状況である。現在の耕作者がやめてしまえば、今後維持管理ができなくなる農地が増加する恐れがある。現在は、集落の共同作業などにより農地及び農業用施設等の維持管理を行っているが耕作者だけでは困難になってきている。
また、サルやイノシシ等の有害鳥獣被害も増加している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

今後、農業の担い手がさらに少なくなることから西会津町農業公社への耕作の委託や農地中間管理機構を活用しながら農地の維持管理を図っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	72.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	72.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
西会津町農業公社等を活用し、集積や集約化を図っていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
活用については、未定の集落もあるが、今後の農地の維持管理において農地中間管理機構の活用を検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
今後の必要性に応じて取り組みを検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
西会津町農業公社やJA等の関係機関と協力し合いながら担い手の確保について検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
高齢化や人口減少が今後さらに加速していくことが見込まれるため、将来的には西会津町農業公社等への委託を考えていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止対策は、独自に被害発生場所等の地図を作成している自治区があり、こうしたマップ作成による対策を他の自治区にも広げていく。

⑦保全・管理では、ソバや麦等の作付けを行い、遊休農地にしないための取組みを継続していく。